



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 2月10日火曜日 第1531号

◇ 目 次 ◇
告 示

不健全な図書類等の指定..... 117
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... 118
 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... 121
 土地改良区役員の就退任の届出（2件）..... 122
 村営土地改良事業の施行の同意..... 123
 町営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 123

町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）..... 123
 町営土地改良事業の換地計画関係書類の縦覧（2件）..... 123
 家畜人工授精師の免許証の交付..... 124
 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... 124
 土地収用法に基づく事業の認定..... 127
 公有水面埋立免許の出願（3件）..... 127
 公有水面埋立工事のしゅん功認可（4件）..... 130
 都市計画事業の認可..... 132
 道路の位置の指定..... 132

告 示

○愛媛県告示第 245 号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成16年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	15 103	S e f u r e ! 7	2 月 増 刊 号	(株) 一 水 社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	15 104	放課後乙女クラブ Vol.01	3 月 号	(株) 英 和 出 版 社	
"	15 105	酒 瑠 夢	3 月 号	酒 瑠 夢	
"	15 106	B A C H E L O R	3 月 号	(株) ダ イ ア プ レ ス	
"	15 107	ビデオインディーズ徹底攻略	3 月 号	(株) 司 書 房	
"	15 108	千人斬り VOL.23	2 月 号	(株) 東 京 三 世 社	
"	15 109	投稿 ハイティーン Vol.1	2 月 号 増 刊	(株) 東 京 三 世 社	
"	15 110	熟女と新妻	3 月 号	(株) 吐 夢 書 房	
"	15 111	ぶちぶる Vol.1	3 月 号	マイウェイ出版(株)	
"	15 112	プリギャル Vouolume.3	2 月 号 増 刊	マイウェイ出版(株)	
"	15 113	ロリぞり	V O L . 1	マイウェイ出版(株)	
"	15 114	COMIC LO Vol.04	3 月 号 増 刊	(株) 茜 新 社	
"	15 115	熟女ものがたり Vol.7	2 月 号 増 刊	(株) 茜 新 社	
"	15 116	コミック メガストア	3 月 号	(株) コ ア マ ガ ジ ン	

"	15 117	Comic 人妻熟女ざかり Vol.87	3 月号	(株) 桃 園 書 房
ビデオ テープ	15 118	あな天国 沢山涼子	ANA - 002	ANA - T E N . S W
"	15 119	girl friend 山中唯	GF - 02	チャンネル・ヴィ
"	15 120	酒池肉林2 オンナー本釣り	MRP - 25	Mr . プレジデント
"	15 121	白桃制服論 いやらしすぎる制服美少女・・・松野清	HTR - 002	未 来 校 舎
"	15 122	Feiry 幼性 第二章 少女生撮り調教	fe - 02	調 教 委 員 会
"	15 123	若妻痴ざかり 淫らに腰振る変態妻	WTZ - 001	欄 舞
DVD	15 124	コスプレ 野原りん	11ID - 054	(株)トータル・メディア・エージェンシー
"	15 125	まぼろし 高樹マリア	XV - 154	(株)マックス・エー

○愛媛県告示第246号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
日本キャタリストサイクル株式会社
新居浜市磯浦町16番9号
代表取締役社長 杉本誠人
- 工場・事業場の名称及び所在地
日本キャタリストサイクル株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町16番9号
- 特定施設に関する事項
(1) 脱Vる過施設

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第27号 イろ過施設	
特定施設の能力	1日当たり160立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工から3週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 8.5～9.5 最大 8.5～9.5

る汚水等の 汚染状態の 値	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 11,000 最大 15,000
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 10
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 23,000 最大 29,000
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）		通常 66 最大 90

(2) No.2 V遠心分離機

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 口遠心分離機	
特定施設の能力	1日当たり120立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工から3週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 3～5 最大 3～5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2,600 最大 3,600

浮遊物質 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 50 最大 200
窒素含有 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 5,300 最大 7,200
りん含有 量(単位 1リットルに つきミリ グラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 17 最大 24

(3) 浸出廃ガス処理スクラバー

特定施設の種 類	政令別表第1第27号 又廃ガス洗浄施設	
特定施設の能 力	1時間当たり1,800ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着工から3週間後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 7~12 最大 7~12
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 100
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 200 最大 650
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 0.1 最大 0.2	

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) T-1 ガス処理排水処理施設

設 置 年 月 日	平成10年2月1日
処 理 施 設 の 種 類	物理処理+化学処理

処 理 施 設 の 型 式	吸着塔式		
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製円筒密閉型		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	活性炭塔: 直径 1.106メートル 高さ 1.16メートル×2基 キレート樹脂塔: 直径 1メートル 高さ 0.71メートル×2基		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり40立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	活性炭吸着+キレート吸着		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~9 最大 5~10	通常 5~9 最大 5~10
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1,200 最大 1,600	通常 800 最大 1,200
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50	通常 20 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 27 最大 37	通常 27 最大 37	

(2) T-2 Mo排水処理施設

設 置 年 月 日	平成10年2月1日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理
処 理 施 設 の 型 式	吸着方式
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製円筒密閉型
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	キレート樹脂: 直径 1.4メートル 高さ 2.6メートル×4基
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり320立方メートル処理
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	キレート吸着
処理施設の使用時間間隔	連 続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要		無 し	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 0～2 最大 0～2	通常 0～2 最大 0～2
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 6,400 最大 8,300	通常 6,400 最大 8,300
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 50	通常 10 最大 50
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 13,000 最大 16,000	通常 13,000 最大 16,000
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 94 最大 128	通常 96 最大 130	

(3) T - 3 アンモニア排水処理施設

設 置 年 月 日	平成10年2月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	蒸留方式		
処 理 施 設 の 構 造	チタン製他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	脱気塔：直径0.8メートル 高さ9.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり175立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	pH調整+蒸留		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～3 最大 1～3	通常 11～12 最大 11～12
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 5,400 最大 7,100	通常 20 最大 100
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 90	通常 20 最大 90

窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 11,000 最大 13,000	通常 40 最大 90
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 96 最大 130	通常 152 最大 204

(4) T - 4 総合排水処理施設

設 置 年 月 日	平成10年2月1日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理		
処 理 施 設 の 型 式	凝集沈殿方式		
処 理 施 設 の 構 造	ポリエチレン製及び鉄筋コンクリート製他		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	凝集槽：縦1.8メートル 横4.5メートル 高さ2.5メートル 沈降槽：直径8.5メートル 高さ2.5メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり720立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	中和+凝集沈殿		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	無 し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～13 最大 1～13	通常 6～8 最大 5～9
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 57 最大 134	通常 20 最大 24
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 35 最大 140	通常 35 最大 50
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 13 最大 30	通常 13 最大 30
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 470 最大 638	通常 498 最大 680	

(5) T - 5 廃ガス洗浄液処理施設

工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許 可 後 直 ち に
---------------------	-------------

工事の完成予定年月日	着工から3週間後		
使用開始の予定年月日	完成後直ちに		
処理施設の種類	物理処理		
処理施設の型式	充填塔式		
処理施設の構造	FRP製		
処理施設の主要寸法	直径0.7メートル 高さ4.2メートル		
処理施設の能力	1日当たり55立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	二酸化硫黄ばっ気		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5~9 最大 5~10	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1200	通常 500 最大 800
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 50	通常 10 最大 30
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	27	40
	最大	37	55

5 事業場から出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6~8 最大 5~9
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 18
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 26 最大 35
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 9 最大 21

りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1未満 最大 1未満
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 702 最大 985

○愛媛県告示第247号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
日本キャタリストサイクル株式会社
新居浜市磯浦町16番9号
代表取締役社長 杉本誠人
- 工場・事業場の名称及び所在地
日本キャタリストサイクル株式会社新居浜事業所
新居浜市磯浦町16番9号
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第27号イ、ロ、ヌ及び第71の4号イ
ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)別表第2第13号イ及びロ
- 変更しようとする事項の内容
汚水等の処理の方法並びに排水系統の変更
- 汚水等の処理施設に関する事項
(1) 既設分

T-2 M排水処理施設

		変更前		変更後	
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 100	通常 20 最大 100	通常 6,400 最大 8,300	通常 6,400 最大 8,300
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 100	通常 20 最大 100	通常 10 最大 50	通常 10 最大 50
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 90	通常 40 最大 90	通常 13,000 最大 16,000	通常 13,000 最大 16,000
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 154 最大 210	通常 161 最大 219	通常 94 最大 128	通常 96 最大 130

T-3 アンモニア排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 5,300 最大 7,000	通常 20 最大 100	通常 5,400 最大 7,100	通常 20 最大 100
	浮遊物質 量（単位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 20 最大 100	通常 20 最大 100	通常 20 最大 90	通常 20 最大 90
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）		通常 131 最大 178	通常 154 最大 210	通常 96 最大 130	通常 152 最大 204

T - 4 総合排水処理施設

		変 更 前		変 更 後	
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処理前	処理後	処理前	処理後
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 61 最大 136	通常 20 最大 24	通常 57 最大 134	通常 20 最大 24
	浮遊物質 量（単位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 35 最大 146	通常 35 最大 50	通常 35 最大 140	通常 35 最大 50
	窒素含有 量（単位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 13 最大 50	通常 13 最大 30	通常 13 最大 30	通常 13 最大 30
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 466 最大 635	通常 498 最大 680	通常 470 最大 638	通常 498 最大 680

(2) 新設分

T - 5 排ガス洗浄液処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	着工から3週間後
使用開始の予定年月日	完成後直ちに
処理施設の種類の	物理処理
処理施設の型式	充填塔式
処理施設の構造	FRP製
処理施設の主要寸法	直径0.7メートル 高さ4.2メートル
処理施設の能力	1日当たり55立方メートル処理
汚水等の処理の方式	二酸化硫黄ばっ気
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し

処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン 濃度（水素 指数）	通常 5～9 最大 5～10	通常 1～3 最大 1～3
	化学的酸素 要求量（単 位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 800 最大 1,200	通常 500 最大 800
	浮遊物質 量（単位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 20 最大 50	通常 10 最大 30
	窒素含有 量（単位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
	りん含有 量（単位 1リッ トルにつき ミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満	通常 1未満 最大 1未満
	汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 27 最大 37	通常 40 最大 55

7 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
変更無し

○愛媛県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	秦 保 志	西条市飯岡1102番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 徹	西条市飯岡310番地の2

○愛媛県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市古川乙土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲27番地3
〃	明 比 勲	西条市中野甲924番地

"	石 川 孝	西条市古川乙53番地 5
"	伊 東 要	西条市古川乙161番地
"	白 石 充	西条市禎瑞929番地
"	囧 子 義 樹	西条市禎瑞293番地
"	高 橋 静 雄	西条市禎瑞617番地
"	広 瀬 司	西条市古川乙43番地 2
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
"	三 崎 淳 市	西条市禎瑞712番地
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670番地
"	山 地 伸 一	西条市古川甲159番地 1
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	田 中 国 貞	西条市禎瑞939番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	青 木 徹	西条市古川甲27番地 3
"	明 比 勲	西条市中野甲924番地
"	石 川 孝	西条市古川乙53番地 5
"	伊 東 要	西条市古川乙161番地
"	加 藤 友太郎	西条市禎瑞653番地
"	高 橋 静 雄	西条市禎瑞617番地
"	長 井 勝 世	西条市禎瑞629番地
"	広 瀬 司	西条市古川乙43番地 2
"	真 木 秀 明	西条市古川乙251番地
"	三 崎 数 広	西条市禎瑞1163番地 2
"	宮 武 益 男	西条市禎瑞670番地
"	山 地 伸 一	西条市古川甲159番地 1
監 事	伊 東 章	西条市禎瑞618番地
"	瀬 尾 宗 孝	西条市禎瑞641番地

○愛媛県告示第 250 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、岩城村から協議のあった村営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・長江地区）の施行に平成16年 1 月29日同意した。

平成16年 2 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 251 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、上浦町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・茨生ヶ内地区）の施行に平成16年 1 月29日同意した。

平成16年 2 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 252 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 1 項の規定により、津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・岩瀨地区）の施行に平成16年 1 月29日同意した。

平成16年 2 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 253 号

城川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・池野々地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・池野々地区）計画書の写し
- (2) 城川町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 2 月12日から 3 月10日まで

3 縦覧場所

城川町役場

○愛媛県告示第 254 号

津島町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・芳原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・芳原地区）計画書の写し
- (2) 津島町営土地改良事業等の経費の分担金等徴収徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成16年 2 月12日から 3 月10日まで

3 縦覧場所

津島町役場

○愛媛県告示第 255 号

津島町営県単独土地改良事業鴨田地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年 2 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

換地計画書

2 縦覧期間

平成16年 2 月12日から 3 月 2 日まで

3 縦覧場所

津島町役場

平成16年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 256 号

津島町営基盤整備促進事業上楨上地区の換地計画認可申請は、適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第96条の 4 及び第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
換地計画書
- 2 縦覧期間
平成16年 2月12日から 3月 2 日まで
- 3 縦覧場所
津島町役場

○愛媛県告示第 257 号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209 号）第18条及び第32条の規定により、家畜人工授精師の免許証を次のとおり交付した。

平成16年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

免 許 番 号	免 許 日 月 年	家 畜 種 類	免 許 格	本 籍 地	現 住 所	氏 名 生 年 月 日
第1774号	平成16年 2月10日	牛	家畜人工授精 及び家畜体内 受精卵移植の 業務	愛 媛 県	北宇和郡三間町大字大藤755番地	曾 我 栄 作 昭和49年 6月14日

○愛媛県告示第 258 号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第 249 号）第33条の 3 において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年 2月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字御内字加塚山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字楨川字笹郷山・字押谷山・字大粉山（以上 3 字国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字笹郷山・字大粉山（以上 2 字国有林。次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定

- めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡一本松町大字正木字篠山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市大字野川字滑床山（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字山財字小屋ケ谷山・字黍尻山・字躑躅尾山・字八ツ面山・字本谷山(以上5字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保山・字八ツ面山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 6(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡広見町大字奈良字奈良奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字奈良奥山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 7(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市大字野川字滑床山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滑床山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 8(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字山財字大久保山・字八ツ面山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大久保山・字八ツ面山(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 9(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字山財字前山・字山伏郷山・字美淋谷山・字苦風山・字咽ケ谷山・字女ケ谷山・字小郷三峠山(以上7字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字前山・字山伏郷山・字美淋谷山・字苦風山・字咽ケ谷山・字女ケ谷山・字小郷三峠山(以上7字国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 10(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡一本松町大字正木字替地山(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 11(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

南宇和郡城辺町大字僧都字鹿鳴山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 12(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
南宇和郡一本松町大字正木字篠山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 13(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市大字大浦字唯波山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
潮害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 14(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡広見町大字奈良字奈良奥山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
干害の防備

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
宇和島市大字大浦字唯波山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

- 15(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市大字大浦字唯波山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
魚つき

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 16(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
宇和島市大字野川字滑床山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 17(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡松野町大字目黒字目黒山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 18(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
北宇和郡津島町大字檜川字笹郷山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

19(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 南宇和郡一本松町大字正木字篠山(国有林。次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに宇和島市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第259号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 起業者の名称

重信町

2 事業の種類

重信町いわがらこども館建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

愛媛県温泉郡重信町大字横河原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

平成16年1月5日に、重信町から申請のあった本件事業に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法第3条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設」に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

児童福祉法第35条第3項において、市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができることと規定されていることから、本件事業の起業者である重信町は、本件事業を施行する

権能を有する主体であると認められる。

また、起業者は、本件事業の実施年度に必要となる工事費、用地費等の予算を計上及び計上予定しており、本件事業が施行されることは確実と認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、重信町エンゼルプランに基づき、児童厚生施設を新築するものである。

ア 本件事業は、児童に健全で安全な遊び場を与え、人々とふれあうことによって情操を豊かにするとともに、家庭や地域とのきずなを一層深め、併せて放課後児童健全育成事業の一環である学童保育を行う場所を整備するものであり、児童の健全育成等に寄与することが見込まれ、本件事業の施行により得られる利益は、相当程度存在すると認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益として周辺環境への影響が考えられるが、本件事業が環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象事業となっていないことから周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 本件事業に係る起業地の選定に当たっては、自然的条件、社会的条件、経済的条件及び工事施行等の技術的条件による3案の候補地の比較検討を行い、総合的に最も優れた案を採用しているものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、必要最小限に限定されているものと認められる。

エ アで述べた得られる利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であり、起業地の範囲も必要最小限に限定されていると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、児童の健全な育成を図る拠点として、重信町エンゼルプランに基づき整備するもので、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定に基づく図面の縦覧場所 重信町役場

○愛媛県告示第260号

次のように公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁

、八幡浜地方局大洲土木事務所及び長浜町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

長浜港港湾管理者 愛媛県

代表者 愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

松山市一番町四丁目4番地2

代表者 知事 加戸守行

松山市北持田町122番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番145、同甲1030番144及び同町大字黒田617番89の地先公有水面

イ 区域

次の各地点のうち①の地点から②の地点までを結んだ線、②の地点と③の地点を結ぶ昭和52年1月31日付け愛媛県指令45港第461号で竣功認可された埋立地と公有水面の境界線、③の地点と④の地点を結ぶ昭和39年4月10日付け愛媛知指令38港第867号で認可された埋立地と公有水面との境界線並びに④の地点と①の地点を結ぶ昭和56年1月20日付け愛媛県指令52港第522号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線により囲まれた区域

基点（喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番146の長浜港東岸壁に設置された金属鈹）は、北緯33度37分00秒、東経132度29分10秒の地点

①の地点は、基点から真北83度30分18秒67.24メートルの地点

②の地点は、①の地点から真北74度23分43秒143.17メートルの地点

③の地点は、②の地点から真北164度45分25秒9.55メートルの地点

④の地点は、③の地点から真北254度23分44秒143.01メートルの地点

ウ 面積

1,365.94平方メートル

- (2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番146から同町大字黒田617番89までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からI点までを順次直線で結んだ線及びI点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（喜多郡長浜町大字長浜字小波町甲1030番146の長浜港東岸壁に設置された金属鈹）は、北緯33度37分00秒、東経132度29分10秒の地点

Aの地点は、基点から真北127度56分10秒27.91メートルの地点

Bの地点は、Aの地点から真北344度23分14秒105.77メートルの地点

Cの地点は、Bの地点から真北55度37分14秒259.27メートルの地点

Dの地点は、Cの地点から真北164度23分14秒236.07メートルの地点

Eの地点は、Dの地点から真北254度18分24秒45.78メートルの地点

Fの地点は、Eの地点から真北259度35分43秒29.88メートルの地点

Gの地点は、Fの地点から真北255度53分29秒21.29メートルの地点

Hの地点は、Gの地点から真北263度32分16秒32.13メートルの地点

Iの地点は、Hの地点から真北271度35分10秒44.30メートルの地点

ウ 面積

44,253.54平方メートル

- 3 埋立地の用途

ふ頭用地

- 4 出願年月日

平成16年1月30日

○愛媛県告示第261号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び内海村役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

内海村

南宇和郡内海村柏497番地

代表者 村長 加幡 仁一

南宇和郡内海村平善356番地

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡内海村魚神山543番3から同241番5に至る地先公有水面

イ 区域

次の1点から9点までを順次直線で結んだ線並びに9点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡内海村魚神山543番3地先の2号防波堤に設置された金属鈹）は、北緯33度03分15秒、東経132度24分29秒の地点

1点は、基点から真北254度45分37秒54.26メートルの地点

2点は、1点から真北98度04分05秒17.66メートルの地点

3 点は、2 点から真北 211 度50分15秒 10.28 メートルの地点

4 点は、3 点から真北 301 度50分15秒0.60メートルの地点

5 点は、4 点から真北 211 度50分15秒1.00メートルの地点

6 点は、5 点から真北 301 度50分15秒4.00メートルの地点

7 点は、6 点から真北 211 度50分15秒115.90メートルの地点

8 点は、7 点から真北 121 度50分15秒4.00メートルの地点

9 点は、8 点から真北 211 度50分15秒2.63メートルの地点

ウ 面積

2,745.07平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡内海村魚神山 543 番 3 から同 241 番 3 までの地先公有水面及び陸域

イ 区域

次の A 点から I 点までを順次直線で結んだ線及び I 点と A 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡内海村魚神山 543 番 3 地先の 2 号防波堤に設置された金属鈹）は、北緯33度03分15秒、東経 132 度24分29秒の地点

A 点は、基点から真北 144 度47分51秒 20.22 メートルの地点

B 点は、A 点から真北 211 度50分15秒179.53メートルの地点

C 点は、B 点から真北 301 度50分15秒 18.00 メートルの地点

D 点は、C 点から真北 339 度58分57秒 19.00 メートルの地点

E 点は、D 点から真北 301 度51分17秒 26.85 メートルの地点

F 点は、E 点から真北13度37分11秒 23.60 メートルの地点

G 点は、F 点から真北23度16分53秒 39.00 メートルの地点

H 点は、G 点から真北28度10分38秒 37.80 メートルの地点

I 点は、H 点から真北35度43分11秒 34.20 メートルの地点

ウ 面積

11,033.39平方メートル

3 埋立地の用途

漁村再開発施設用地 約 2,730平方メートル

水路用地 約 10平方メートル

4 出願年月日

平成16年1月26日

○愛媛県告示第 262 号

次のように公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第 3 条第 1 項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、宇和島地方局御荘土木事務所及び内海村役場において告示の日から起算して 3 週間公衆の縦覧に供する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

内海村

南宇和郡内海村柏 497 番地

代表者 村長 加幡 仁一

南宇和郡内海村平簗 356 番地

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

南宇和郡内海村網代 350 番 2 から同 248 番 2 に至る地先公有水面

イ 区域

次の 1 点から 10 点までを順次直線で結んだ線並びに 10 点と 1 点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L・+2.10メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点（南宇和郡内海村網代 350 番 2 地内の本谷物揚場に設置された金属鈹）は、北緯33度02分12秒、東経 132 度24分18秒の地点

1 点は、基点から真北 213 度07分17秒2.61メートルの地点

2 点は、1 点から真北 199 度23分59秒2.03メートルの地点

3 点は、2 点から真北 289 度23分59秒3.86メートルの地点

4 点は、3 点から真北 199 度23分59秒 44.97 メートルの地点

5 点は、4 点から真北 109 度23分59秒3.86メートルの地点

6 点は、5 点から真北 172 度07分04秒0.50メートルの地点

7 点は、6 点から真北 262 度07分04秒3.86メートルの地点

8 点は、7 点から真北 172 度07分04秒 65.49 メートルの地点

9 点は、8 点から真北82度07分04秒3.86メートルの地点

10 点は、9 点から真北 172 度07分04秒3.53メートルの地点

ウ 面積

2,157.43平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

南宇和郡内海村網代 350 番 2 から同 248 番 2 までの

地先公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からM点までを順次直線で結んだ線及びM点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（南宇和郡内海村網代350番2地内の本谷物揚場に設置された金属釘）は、北緯33度02分12秒、東経132度24分18秒の地点

A点は、基点から真北351度28分22秒7.43メートルの地点

B点は、A点から真北41度12分05秒22.50メートルの地点

C点は、B点から真北109度23分05秒34.50メートルの地点

D点は、C点から真北199度23分59秒67.29メートルの地点

E点は、D点から真北172度07分03秒88.30メートルの地点

F点は、E点から真北262度07分03秒46.50メートルの地点

G点は、F点から真北352度07分03秒19.00メートルの地点

H点は、G点から真北262度07分03秒15.40メートルの地点

I点は、H点から真北333度59分31秒27.91メートルの地点

J点は、I点から真北345度17分41秒26.03メートルの地点

K点は、J点から真北3度58分50秒48.50メートルの地点

L点は、K点から真北17度59分55秒30.00メートルの地点

M点は、L点から真北35度43分19秒19.00メートルの地点

ウ 面積

10,936.23平方メートル

3 埋立地の用途

漁村再開発施設用地 約2,140平方メートル

水路用地 約20平方メートル

4 出願年月日

平成16年1月26日

○愛媛県告示第263号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
松山市

松山市二番町四丁目7番地2

代表者 市長 中村時広

松山市岩崎町一丁目7番地7

2 埋立区域

(1) 位置

松山市由良町乙210番1地先から同町乙227番地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から16点までを順次直線で結んだ線並びに1点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.56メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（松山市由良町鷺ヶ巣漁港5号護岸基部中心に設置された表示ピン）は、北緯33度54分05.8880秒、東経132度39分30.9137秒の地点

1点は、基点から真北35度37分41秒197.68メートルの地点

2点は、1点から真北147度38分06秒30.20メートルの地点

3点は、2点から真北238度14分47秒8.04メートルの地点

4点は、3点から真北324度54分56秒1.01メートルの地点

5点は、4点から真北238度10分25秒3.39メートルの地点

6点は、5点から真北150度00分59秒1.01メートルの地点

7点は、6点から真北238度22分33秒13.99メートルの地点

8点は、7点から真北327度28分48秒0.99メートルの地点

9点は、8点から真北238度05分18秒3.43メートルの地点

10点は、9点から真北149度24分42秒0.99メートルの地点

11点は、10点から真北238度21秒20秒14.62メートルの地点

12点は、11点から真北326度49分24秒0.99メートルの地点

13点は、12点から真北238度22分45秒3.40メートルの地点

14点は、13点から真北150度22分59秒1.00メートルの地点

15点は、14点から真北238度16分44秒12.60メートルの地点

16点は、15点から真北327度57分35秒20.00メートルの地点

(3) 面積

1,471.50平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成元年11月20日 愛媛県指令河第673号

4 しゅん功認可年月日

平成16年2月10日

○愛媛県告示第264号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

松山市

松山市二番町四丁目7番地2

代表者 市長 中村時広

松山市岩崎町一丁目7番地7

- 2 埋立区域

- (1) 位置

松山市泊町91番2地先から同町89番地先までの公有水面

- (2) 区域

次の1点から6点までを順次直線で結んだ線並びに6点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.56メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（松山市泊町御手洗漁港防波堤基部に設置された金属錕）は、北緯33度52分20.8999秒、東経132度40分14.9115秒の地点

1点は、基点から真北280度29分12秒27.87メートルの地点

2点は、1点から真北64度42分27秒20.60メートルの地点

3点は、2点から真北334度58分45秒4.28メートルの地点

4点は、3点から真北64度53分35秒15.01メートルの地点

5点は、4点から真北154度55分30秒18.90メートルの地点

6点は、5点から真北246度22分45秒13.20メートルの地点

- (3) 面積

578.52平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成4年1月31日 愛媛県指令3河第1079号

- 4 しゅん功認可年月日

平成16年2月10日

○愛媛県告示第265号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

松山市

松山市二番町四丁目7番地2

代表者 市長 中村時広

松山市岩崎町一丁目7番地7

- 2 埋立区域

- (1) 位置

松山市門田町762番1地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から8点までを順次直線で結んだ線並びに8点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L+3.56メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（三等三角点犬吠峠）は、北緯33度55分06.1867秒、東経132度41分24.3723秒の地点

1点は、基点から真北50度16分05秒928.51メートルの地点

2点は、1点から真北161度11分35秒22.51メートルの地点

3点は、2点から真北71度09分56秒14.47メートルの地点

4点は、3点から真北341度40分39秒2.10メートルの地点

5点は、4点から真北70度47分36秒14.39メートルの地点

6点は、5点から真北160度45分33秒2.09メートルの地点

7点は、6点から真北70度45分49秒18.76メートルの地点

8点は、7点から真北342度33分41秒16.13メートルの地点

- (3) 面積

916.98平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成5年1月28日 愛媛県指令4河第929号

- 4 しゅん功認可年月日

平成16年2月10日

○愛媛県告示第266号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、松山市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

松山市

松山市二番町四丁目7番地2
代表者 市長 中村時広
松山市岩崎町一丁目7番地7

2 埋立区域

(1) 位置

松山市泊町1456番地先から同町1459番地先までの公有水面

(2) 区域

次の1点から23点までを順次直線で結んだ線並びに23点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C・D・L+3.56メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(釣島二等三角点)は、北緯33度53分26.0042秒、東経132度38分32.7626秒の地点

1点は、基点から真北323度50分22秒525.85メートルの地点

2点は、1点から真北40度29分57秒30.60メートルの地点

3点は、2点から真北130度16分52秒13.68メートルの地点

4点は、3点から真北218度29分47秒0.99メートルの地点

5点は、4点から真北130度32分27秒3.60メートルの地点

6点は、5点から真北40度52分06秒1.00メートルの地点

7点は、6点から真北130度37分26秒6.02メートルの地点

8点は、7点から真北218度35分44秒0.98メートルの地点

9点は、8点から真北130度27分24秒3.61メートルの地点

10点は、9点から真北41度38分35秒1.00メートルの地点

11点は、10点から真北130度57分26秒6.01メートルの地点

12点は、11点から真北218度48分13秒1.00メートルの地点

13点は、12点から真北130度55分32秒3.60メートルの地点

14点は、13点から真北42度35分39秒1.01メートルの地点

15点は、14点から真北130度52分56秒6.00メートルの地点

16点は、15点から真北219度23分16秒0.98メートルの地点

17点は、16点から真北130度33分17秒3.59メートルの地点

18点は、17点から真北42度32分56秒1.01メートルの地点

19点は、18点から真北130度33分20秒6.00メートルの地点

20点は、19点から真北219度41分14秒0.99メートルの地点

21点は、20点から真北130度33分54秒3.60メートルの地点

22点は、21点から真北42度02分48秒1.00メートルの地点

23点は、22点から真北130度31分28秒10.45メートルの地点

(3) 面積

1,822.25平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成7年7月13日 愛媛県指令河第378号

4 しゅん功認可年月日

平成16年2月10日

○愛媛県告示第267号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第2項の規定による都市計画事業の施行について、次のとおり公告する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 都市計画事業の種類及び名称

松山広域都市計画道路事業
3・2・3来住余戸線

2 施行者の名称

愛媛県

3 事務所の所在地

松山市一番町四丁目4番地2

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

松山市古川南三丁目及び古川西三丁目地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第268号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年2月10日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

伊予三島市中曾根町字寒柿1206番1、1206番2、1206番4、1206番10、1207番3、1350番2、1350番4及び1350番5並びに1206番2他地先農道、1260番3の一部及び1207番2の一部

2 申請人の住所氏名

伊予三島市中央3丁目14番11号
有限会社トラヤ第一不動産
代表取締役 合田 義久

3 図面省略